

半田市少年愛護センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市少年愛護センター設置規則（令和8年半田市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、半田市少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(少年指導員)

第2条 規則第4条に定める少年指導員（以下「指導員」という。）は、次条の業務を行うのに適切な知識、経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(指導員の業務)

第3条 指導員は、主に規則第6条の各号に定める業務を実施する。

2 指導員は、円滑に業務を実施するため、予め様式第1の少年指導員週間活動計画を作成して愛護センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

3 指導員は、不良行為少年及び学校等との連絡調整を図り、指導、相談業務に従事したときは、様式第2の指導票及び第3の業務日誌を作成して所長に提出するものとする。

4 指導員は、不良行為少年から氏名等の個人情報聴取した際は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

5 指導員は、第3項で定める連絡調整を除き、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(少年指導員証)

第4条 指導員に対しては、その身分を証明する様式第4の少年指導員証を交付する。

2 指導員は、愛護センターの業務を行う場合には少年指導員証を携帯し、業務上必要なとき又は提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(関係記録)

第5条 愛護センターに次の各号に掲げる帳票等を備えるものとする。

- (1) 少年指導員週間活動計画
- (2) 指導票及び業務日誌
- (3) その他業務に必要な記録簿

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1

課長	副主幹	主査	少年指導員	少年指導員

少年指導員週間活動計画

年 月 日() ~ 月 日()

活動の重点				
月・日	曜日	午前	午後	備考
・	月			
・	火			
・	水			
・	木			
・	金			
・	土			
・	日			

記 事 (行事予定等)

指 導 票

半田市少年愛護センター
少年指導員

氏 名			学校名・学年・組		
性 別	男 ・ 女	歳	又は 職 業		
日 時	年	月	日	場 所	
	午前・午後	時	分ごろ		
行 為	1 飲 酒	6 金銭不正要求	11 無 断 外 泊	16 不健全娯楽	
	2 喫 煙	7 金銭持ち出し	12 深夜はいかい	17 指 定 行 為	
	3 薬物乱用	8 性的いたづら	13 怠 学		
	4 粗暴行為	9 暴走行為	14 不健全性的行為		
	5 刃物等所持	10 家 出	15 不良交友		
	18 その他 ()				
特記事項					
（指導理由 共同行為者 参考事項）					

様式第4

(表)

No.
少 年 指 導 員 証
(氏 名)
上記の者は、半田市少年愛護センターの少年指導員であることを証する。
半 田 市 教 育 委 員 会 印

(裏)

<ol style="list-style-type: none">1 本証は、指導業務に従事するときに、その身分を証明します。2 本証は、指導業務に従事するとき以外には使用しないでください。3 本証は、他人に貸したり、譲渡しないでください。4 本証は、少年指導員でなくなったときは、すみやかに半田市少年愛護センターに返納してください。
